

就学支援金（継続届出）の手続等について

1 就学支援金（7月申請）の手続について（配布者全員手続が必要）

(1) 就学支援金（7月申請）等に係る説明会の開催（場所：食堂）

・ 1回目	7月11日（金）	18:00～20:00
・ 2回目	7月15日（火）	16:00～17:00 18:00～20:00
・ 3回目	7月17日（木）	16:00～17:00 18:00～20:00

〈持参するもの〉

スマートフォン、事務室より配布したIDパスワード記載用紙

マイナンバー情報のわかる書類（前回マイナポータルで入力した場合等）

(2) 入力期間

7月8日（火）から7月18日（金）

※7月8日現在、就学支援金4月申請の決定を受けていない1年生については
後日事務室がお知らせする期間

(3) 入力方法（申請入力のマニュアルが桃谷高校定時制のホームページに掲載）

① 前回（1年生は令和7年4月、2年生から4年生は令和6年7月）から保護者の変更がない場合

ア e-Shien にログインする（QRコードを読み込ませるか、URLから入る）

イ 事務室より配布したID、パスワードを入力する。

ウ 「継続受給」の意思を登録する。⇒必ず「意向あり」で入力ください。

エ 「収入状況届出」を登録

・ 前回マイナポータルで入力されている場合などは、マイナンバー情報の入力等が必要

・ 前回マイナンバーの入力を行った場合はマイナンバー情報の入力不要
（住所などの変更がなければ入力不要）

オ 「臨時支援金制度」の意向登録を入力する。

※「臨時支援金制度」とは、所得超過で就学支援金が不認定となった方の授業料を無償化する新しい制度で、必ず「意向あり」で入力ください。

② 保護者等の変更がある場合

上記エに替えて、「保護者変更」の入力を行う。

※IDパスワード記載用紙、QRコードを記載した用紙をなくされた方は、事務室まで取りに来てください。

〈参考〉「奨学のための給付金」の手続について（令和7年6月25日案内・書類配布済）

(1) 対象者（次のいずれかに該当する者）

- ・ 令和7年度の住民税所得割額が非課税（0円）の世帯
- ・ 令和7年7月1日現在、生活保護（生業扶助）受給世帯

(2) 提出期限

7月1日（火）から7月18日（金）

(3) 提出先

桃谷高校定時制 事務室

問い合わせ先

事務室 北守、平田

TEL 06-6712-0371

時間 13:00～21:00

ナビダイヤルを押さないでお待ちください

※わからないことがあれば事務室まで相談ください。